

宮崎県における成年後見制度に関する担い手の確保・育成の方針

宮崎県長寿介護課
医療・介護連携推進室
令和6年1月策定

1 現状と課題

(1) 人口構造等の変化

宮崎県では、今後、認知症高齢者や単独世帯の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性は、今後ますます高まっていくものと考えられる。

一方で、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、制度そのものや相談先の周知不足などの様々な理由により、認知症高齢者等の数と比較して少ない状況。

また、制度の担い手となる「成年後見人」についても、今後増加する権利擁護支援ニーズに対応できる人数は不足している。

このような中、認知症高齢者を含む判断能力が十分でない方々が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むためには、成年後見制度の利用を推進するとともに、担い手の確保・育成にも取り組む必要がある。

(2) 国の動向

国は、令和4年4月に第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）を策定。

これにより、都道府県は、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たすこととされ、市民後見人及び法人後見の担い手の育成方針を策定し、意思決定支援研修等の施策に取り組むこととされた。

2 方針

現状と課題を踏まえ、宮崎県における取組は、下記の3つの方針に沿って行うこととする。

(1) 成年後見人の確保・育成

本県の成年後見人に占める親族の割合は2割弱となっており、専門職等が約8割強を担っている状況。

今後、増加が予想されている権利擁護支援ニーズに対応する人材を増やす必要があることから、市民後見人や法人後見支援員等に関する研修等の実施、新たな法人後見実施団体の参画の推進等により、新たな担い手を確保・育成する。

(2) 成年後見人候補者等への活動支援

県が実施する法人後見支援員（市民後見人）養成研修（以下「養成研修」という。）の修了者

は、成年後見人の候補者となりうることから、これらの者を対象としたフォローアップのための研修開催や、成年後見に関係する啓発活動等への参画促進などを通じて、活動を支援する。

また、成年後見業務に携わる関係者からの相談対応等、成年後見人の支援に努める中核機関の取組を推進する。

(3) 様々な主体との連携

市町村が構築する「地域連携ネットワーク」には、家庭裁判所、専門職団体、中核機関等との連携が必要不可欠であることから、県・市町村協議会等を通じた体制の構築・強化を図る。

【圏域の設定】

社会資源の地域偏在等により市町村単独での取組が困難な場合、県は、成年後見制度に関する家庭裁判所の管轄等を踏まえた下記の圏域を単位として、域内市町村の活動を推進する。

- ① 宮崎・東諸県圏域（宮崎市、国富町、綾町）
- ② 西都・児湯圏域（西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町）
- ③ 日南・串間圏域（日南市、串間市）
- ④ 都城北諸県・西諸県圏域（都城市、小林市、えびの市、三股町、高原町）
- ⑤ 延岡・西臼杵圏域（延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）
- ⑥ 日向・入郷圏域（日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町）

3 具体策

(1) 成年後見人の確保・育成

① 市民後見人・法人後見支援員養成に係る研修の実施

- ・県は、国が策定する養成カリキュラムに基づき、市民後見人・法人後見支援員を養成するための養成研修を実施する。
- ・県が実施する養成研修と各圏域又は市町村単独で実施する養成研修については、単位の互換性を認めるとともに、それぞれの役割を分担した上で実施することを検討する。
- ・市町村は、県が実施する養成研修の周知に努める。
- ・市町村は、県が実施する養成研修に参加する受講者に対して、研修に要する費用の助成や、リモートで受講できる会議室、機材の貸与などの環境整備等の支援に努める。
- ・市町村は、地域の実情に応じた担い手の確保・育成を図るため、各圏域・市町村単独での研修の実施を検討する。

② 新たな法人後見実施団体の参画の推進

- ・県は、市町村社会福祉協議会による法人後見の実施を推進するとともに、市町村社会福祉協議会以外の新たな法人後見実施団体の参画を促進する。

③ 市町村における担い手の方針の策定

- ・ 第二期計画の目標にあるとおり、市町村は、各市町村の成年後見制度に関する計画（以下「市町村計画」という。）の策定及び現計画の改定を行い、市町村計画の一部に担い手の確保・育成の取組を定めるよう努める。
- ・ 県は、市町村計画の策定及び改定に係る状況や内容を適宜把握し、県全体の情報を市町村と共有するなど、市町村の取組を支援する。

（２）成年後見人候補者等への活動支援

① 養成研修修了者へのフォローアップ

- ・ 県及び市町村は、県、各圏域及び市町村単独で実施した養成研修を終了した者（以下「修了者」という。）に対して研修や意見交換会を実施する等、フォローアップに努める。

② 成年後見に関係する活動の推進

- ・ 県及び市町村は、修了者に対して、法人後見や成年後見制度に関する業務を行う団体に関する情報を積極的に紹介するよう努める。
- ・ 県及び市町村は、修了者に対して、研修や啓発事業等に参画するよう促す。

③ 名簿の作成・管理

- ・ 県及び市町村は、修了者の氏名や活動状況を掲載した名簿を作成する。

④ 後見人の支援

- ・ 中核機関は、親族後見人、法人後見支援員、市民後見人等からの相談対応や、後見人等では解決できない課題への支援策の検討等の支援に努める。

（３）様々な主体との連携

① 協議会（※）の設置

- ・ 第二期計画の目標とされているとおり、市町村は、協議会（以下「市町村協議会」という。）を設置し、担い手の育成方針や現状等について、管轄の家庭裁判所、中核機関、専門職団体等との意見交換会を定期的に開催するよう努める。
- ・ 県は、市町村協議会の設置状況や協議内容を適宜把握し、県全体の情報を市町村と共有するなど、市町村の取組を支援する。
- ・ 県は、成年後見制度普及検討連絡会議（以下「県協議会」という。）等を通じ、専門職団体等との連携を図る。

（※）専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組み。

② 県及び市町村協議会への協力体制の構築

- ・ 県は、家庭裁判所、専門職団体に対して、県協議会、市町村協議会、各種研修、意見交換会や県が実施する調査等に積極的に参加・協力するよう働きかける。

③ 中核機関の連携体制の構築

- ・ 県は、各中核機関相互の連携体制を構築し、情報交換の場の提供や、先進事例の共有等を行うことにより、中核機関の機能の向上を促進する取組を実施する。

④ 家庭裁判所及び専門職団体との連携

- ・ 県は、家庭裁判所及び専門職団体が開催する研修、意見交換会等に積極的に参加・協力する。
- ・ 家庭裁判所及び専門職団体は、県協議会、市町村協議会、各種研修、意見交換会や県が実施する調査等に積極的に参加・協力するよう努める。

⑤ 法人後見実施団体との連携

- ・ 県及び市町村は、法人後見実施団体の現状を把握し、積極的に連携を図るよう努める。